

決算審査特別委員会報告

決算審査特別委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の経過及び結果を御報告いたします。

初めに、審査の経過を御報告いたします。

本委員会は、9月1日に設置された後、9月11日に令和7年度決算概要説明を行い、9月15日に決算関連5議案が本会議において付託されました。その後、代表監査委員による審査意見の報告・質疑、総括質疑、各分科会での関係各部局からの説明・質疑等の詳細審査を経て、10月1日に各分科会報告、討論・採決を行い、本委員会での審査を終了したところであります。

10月1日の各分科会報告では、お手元に配付のとおり、4分科会の審査の過程で出された12項目にわたる要望等が報告されております。執行部におかれては、各分科会の報告に対して、適切に対応されることを求めます。

それでは、特別委員会報告として、次の4点について申し上げます。

まず、防犯灯設置費についてであります。地域における安全な夜間交通の確保のため、本市では市民との協働で、市が防犯灯を設置し、維持管理は町内会等が行ってきた経緯があります。そして、平成25年度以降に進められてきた防犯灯のLED化は、令和7年度までの13年間で新設2,013基、蛍光灯からの取替10,381基の合計12,394基となっています。

しかしながら、早期にLED化した防犯灯は10年以上が経過し、修繕件数が令和5年135基、令和6年240基、令和7年605基と急激に増加し、予算の範囲内での修繕対応では到底追いつかない現状にあります。

執行部の説明では、修繕が増えてきている状況を鑑み、本制度の見直しを検討しているとのことでしたが、住民の安全・安心を維持するには、故障への迅速な対応は不可欠であると考えます。つきましては、新年度を待つことなく、町内会等からの修繕要望に対応できるよう、早急に改善されるよう求めます。

次に、市立病院についてであります。

令和7年度は、経営努力により経常収益は増加したものの、人件費や物価高騰の

影響により給与費、材料費が大きく増加したことで、経常収支は経営強化プランの目標を大幅に下回る赤字決算となりました。

こうした厳しい経営状況を踏まえ、今後、経営状況が良好な自治体病院や先進的な取組を行う病院について、現地での視察も含め積極的に研究するとともに、業務効率の向上に向けて外部の知見も取り入れることが必要と考えます。さらに、人件費や物価高騰による負担増に見合った交付金の確保と、提供する医療や労働実態に合わせた診療報酬改定を国に求め、経営改善につなげていくよう求めます。

次に、児童生徒支援事業費についてであります。

本事業は、不登校やその傾向にある児童生徒一人一人の要因や背景、教育的ニーズを把握し、教育相談体制の充実や適切な学びの場の整備等を推進することを目的としています。

フリースクール利用助成金については、今後も利用者の増加が見込まれる中、支援を必要とする児童生徒や家庭への対応において、スクールソーシャルワーカーなどによる支援体制に課題があることから、勤務時間の拡充を含め、今後の配置を検討していくとのことです。また、一人一台端末を活用した健康観察「今日の自分予報」については、児童生徒が言葉では伝えにくい不安や悩みを把握でき、いじめや不登校の早期発見・対応につながるなど、効果を実感しているとの説明を受けました。

不登校やいじめ等への対応は全国的な課題であり、児童生徒一人一人に応じた支援や学びの場を確保するためには、国や県による財政的な支援が重要です。今後も、必要な財政支援の拡充について国や県に対して積極的に要望、働きかけを行うとともに、子供たちの学びを保障する取組を推進されることを求めます。

最後に、下水道等事業についてであります。

下水道等使用料の未収金の徴収については、収納推進課と連携して積極的に取り組まれることにより、年々、未収金も減少してきていることは理解しておりますが、水道料金の未収金の額と比較すると倍以上の額となっている状況であり、未収金の削減に向けてさらなる取組が必要と考えます。

つきましては、使用料の請求業務と同様に、使用料の徴収についても、水道局と連携し、体制も含めた未収金の効果的な徴収方法について、しっかりと検討されることを求めます。

次に、審査の結果を御報告いたします。

議案第 123 号 令和 7 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について

議案第 125 号 令和 7 年度鳥取市病院事業決算認定について

以上 2 案は、全会一致で認定すべきものと決定しました。

議案第124号 令和 7 年度鳥取市下水道等事業剰余金処分及び決算認定について、
本案は、全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定しました。

議案第121号 令和 7 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定について

議案第122号 令和 7 年度鳥取市水道事業決算認定について

以上 2 案は、一部委員の反対がありましたが、賛成多数で認定すべきものと決定しました。

終わりに、本報告、分科会報告が、令和 9 年度予算に最大限反映されることを強く求めて、決算審査特別委員会報告を終わります。

決算審査特別委員会 総務企画分科会報告

総務企画分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 121 号令和 7 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして述べさせていただきます。

まず、孤独・孤立対策推進事業費についてであります。本事業は、専任の推進員を配置して、つながりサポーター養成研修を実施するものですが、令和 7 年度は、令和 6 年度よりも研修回数が減っています。その理由として、執行部からは推進員の人材確保が困難だったためとの説明がありました。

麒麟のまち連携中枢都市圏域における孤独・孤立対策をより一層推進するためには、つながりサポーターの養成研修は重要な取組であると考えます。執行部におかれては、推進員の人材確保とともにつながりサポーター養成研修の回数を増やししながら人材育成に取り組むよう求めます。

次に、旧本庁舎跡地活用事業費についてであります。旧市役所本庁舎跡地は、令和 6 年度から 2 か年かけ、防災機能を備えた広場として整備されました。3 月 20 日に、まちなか交流広場「TORIKOI PARK (とりこい ぱーく)」として開園式が行われ、住民との協働で芝を植えた緑地広場は 8 月 2 日にオープンし、今後は、にぎわいの創出にどうつなげていくかが課題であると考えます。

執行部からは、まちなか交流広場の活用策として、イベント開催や中心市街地での他のイベントとの連携等の説明がありましたが、3 時間まで無料の駐車場は、イベントがない時はあまり使われていないように見受けられ、市民への認知度が低いのではないかと思います。執行部におかれては、さらなる PR 及び指定管理者も巻き込み、にぎわい創出につながるよう、まちなか交流広場の利活用を積極的に進められるよう求めます。

最後に、防犯灯設置費についてであります。地域における安全な夜間交通の確保のため、本市では市民との協働で、市が防犯灯を設置し、維持管理は町内会等が行ってきた経緯があります。そして、平成 25 年度以降に進められてきた防犯灯の LED 化は、令和 7 年度までの 13 年間で新設 2,013 基、蛍光灯からの取替 10,381 基の合計 12,394 基となっています。

しかしながら、早期に LED 化した防犯灯は 10 年以上が経過し、修繕件数が令和 5 年 135 基、令和 6 年 240 基、令和 7 年 605 基と急激に増加し、予算の範囲内での修繕対応では到底追いつかない現状にあります。

執行部の説明では、修繕が増えてきている状況を鑑み、本制度の見直しを検討しているとのことでしたが、住民の安全・安心を維持するには、故障への迅速な対応は不可欠であると考えます。つきましては、新年度を待つことなく、町内会等からの修繕要望に対応できるよう、早急に改善されるよう求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

福祉保健分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 121 号令和 7 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、及び議案第 125 号令和 7 年度鳥取市病院事業決算認定について、以上 2 案の審査の過程において各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

初めに、市立病院についてであります。

令和 7 年度は、経営努力により経常収益は増加したものの、人件費や物価高騰の影響により給与費、材料費が大きく増加したことで、経常収支は経営強化プランの目標を大幅に下回る赤字決算となりました。

こうした厳しい経営状況を踏まえ、今後、経営状況が良好な自治体病院や先進的な取組を行う病院について、現地での視察も含め積極的に研究するとともに、業務効率の向上に向けて外部の知見も取り入れることが必要と考えます。さらに、人件費や物価高騰による負担増に見合った交付金の確保と、提供する医療や労働実態に合わせた診療報酬改定を国に求め、経営改善につなげていくよう求めます。

次に、相談支援事業費についてであります。

本事業は、障がいのある人が地域で安心して生活していくために、本人の悩みや不安を聞き、各種サービスの利用も含めた必要な支援を行っていくための相談支援を行うものです。

個々の相談支援専門員が抱える「サービスの利用につながらない、どうしたらいいか」といった悩み等については、地域自立支援協議会相談支援部会でも意見交換を行っているとの説明がありました。

一方、委員からは、障がい福祉サービスを提供する事業所では、定員に空きがあっても人材不足により受け入れができない実態があり、障がい福祉サービスの人材確保に取り組むよう求める意見がありました。

人材確保については、地域自立支援協議会において、専門学校などへの出前説明会、事業所と求職者とのマッチングなどの取組も行われていますが、現場を多く見ている指導監査室とも情報共有し、人材不足の実態を把握するとともに、相談支援に携わる人たちへの支援と、障がい福祉サービスの人材確保に取り組むよう求めます。

最後に、自死対策強化事業費についてであります。

この事業では、若年層及び働き盛り世代を中心に、メンタルヘルスに関する知識の普及や心の健康に関する相談体制の整備に取り組んでいます。心の健康相談は年々増加しており、自殺予防週間や自殺対策強化月間における啓発、大学祭でのパネル展示やストレスチェック、企業への出前講座、本市の窓口担当職員や健康づくり地区推進員を対象としたゲートキーパー研修などが実施されているとの説明がありました。

自死は本市にとって大きな損失であり、自死をゼロに近づけるため、必要に応じて事業費の増額も検討し、企業や事業所などに向けて、メンタルヘルスや自死予防に関

する啓発をさらに進めていくよう求めます。

以上で本分科会の報告を終わります。

文教経済分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 121 号令和 7 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち、本分科会の所管に属する部分の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、児童生徒支援事業費についてであります。

本事業は、不登校やその傾向にある児童生徒一人一人の要因や背景、教育的ニーズを把握し、教育相談体制の充実や適切な学びの場の整備等を推進することを目的としています。

フリースクール利用助成金については、今後も利用者の増加が見込まれる中、支援を必要とする児童生徒や家庭への対応において、スクールソーシャルワーカーなどによる支援体制に課題があることから、勤務時間の拡充を含め、今後の配置を検討していくとのことです。また、一人一台端末を活用した健康観察「今日の自分予報」については、児童生徒が言葉では伝えにくい不安や悩みを把握でき、いじめや不登校の早期発見・対応につながるなど、効果を実感しているとの説明を受けました。

不登校やいじめ等への対応は全国的な課題であり、児童生徒一人一人に応じた支援や学びの場を確保するためには、国や県による財政的な支援が重要です。今後も、必要な財政支援の拡充について国や県に対して積極的に要望、働きかけを行うとともに、子供たちの学びを保障する取組を推進されることを求めます。

次に、大型空き店舗対策事業費についてであります。

本事業は、空き店舗の中でも、特に街の景観やイメージを損なう大型空き店舗の解消を推進することにより、中心市街地のにぎわい創出、商業振興を図ろうとするものです。

中心市街地活性化協議会に委託した商店街テナントマッチング事業については、鳥取駅周辺再整備を見越した飲食店の出店等により、空き店舗数が減少しているとの説明を受け、評価するところです。一方、令和 7 年度の大型空き店舗入居促進補助金の実績は 0 件であり、店舗面積などの条件もあることから、制度の周知に加え、利用者にとって効果的な制度の在り方を検討していくとの説明を受けました。

空き店舗数は減少傾向にあるものの、出店と退店が繰り返される中で、中心市街地のにぎわいを持続させるためには、民間投資を呼び込む取組とともに、制度を必要とする事業者確実に情報が届くことが重要です。今後は制度のさらなる周知と利用者にとって使いやすい制度への改善を進め、空き店舗の活用と中心市街地のにぎわい創出につながる取組を求めます。

最後に、健全な山の育成事業費についてであります。

本事業は、間伐施業の促進と間伐材の利用促進を図るため、県と一体となって間伐材の搬出を支援し、森林施業を促進するものです。

本事業については、林業の生産コストの削減や林家の収入につながる重要な事業である一方、搬出支援の単価が 1 立方メートル当たり 500 円であり、八頭町や若桜町と比較して差があることから、単価の引上げを求める意見がありました。執行部からは、県の

支援と合わせて1立方メートル当たり2,900円を支援していること、また、本事業以外にも林業事業体や林家への支援を行っていることから、個別の搬出支援だけではなく、林業全体を通じた支援を検討していくとの説明を受けました。

森林の適切な管理や林業の継続には、間伐材の搬出を促進し、林業経営の採算性を確保することが重要です。今後も現場の実態を十分に把握し、支援単価の増額を含め、林業事業体や林家が継続して森林施業に取り組めるよう、支援の充実を検討されることを求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。

建設水道分科会での審査の結果を御報告いたします。

議案第 121 号令和 7 年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてのうち本分科会の所管に属する部分、議案第 122 号令和 7 年度鳥取市水道事業決算認定について、議案第 123 号令和 7 年度鳥取市工業用水道事業決算認定について及び、議案第 124 号令和 7 年度鳥取市下水道等事業剰余金処分及び決算認定について、以上 4 案の審査の過程において、各分科員から出されました意見等につきまして、述べさせていただきます。

まず、水道事業についてであります。

有収水量の減少や、物価高騰や施設の老朽化に伴う維持管理費の増加など、事業を取り巻く経営環境は年々、厳しくなっており、この状況が続いた結果、水道局の自助努力だけで経費が賄えないとなった場合は、業務の効率化に取り組むとともに、料金の在り方も含め、将来にわたり安定した水道経営の在り方について、水道事業審議会等で検討していきたいとの答弁がありました。

その際、料金の在り方を検討ということになれば、議員に対してはもちろんのこと、市民に対しても、水道事業の財政状況について、しっかり事前に周知しておく必要が生じてくると考えます。

そこで、そのような事態が生じる前、すなわち今のうちから、きめ細かな水道事業の財政状況について、市民に積極的に情報提供を行うことについて検討することを求めます。

また、近年、全国的に災害が頻発する環境において、施設の老朽化対策、耐震化対策を推進することは重要であると考えます。しかしながら、推進するためには自己財源だけでなく、国からの財政支援も必要であると考えます。

国庫補助事業の予算の確保、補助対象の拡大について要望活動を推進していただくよう求めます。

次に、下水道等事業についてであります。

下水道等使用料の未収金の徴収については、収納推進課と連携して積極的に取り組まれることにより、年々、未収金も減少してきていることは理解しておりますが、水道料金の未収金の額と比較すると倍以上の額となっている状況であり、未収金の削減に向けてさらなる取組が必要と考えます。

つきましては、使用料の請求業務と同様に、使用料の徴収についても、水道局と連携し、体制も含めた未収金の効果的な徴収方法について、しっかりと検討されることを求めます。

最後に小規模急傾斜地崩壊対策事業費についてであります。

本事業は、保全人家 5 戸未満の急傾斜地において、小規模急傾斜地崩壊斜面对策を実施する事業で、市民生活の安全・安心に寄与する重要な取組ですが、いまだ市内各地に危険な急傾斜地が数多く存在している状況を鑑みると事業のさらなる推進が必要と考えます。

そこで、事業のさらなる推進のため、国県をはじめとする斜面对策の関連部局と連携し、市内の急傾斜地の調査と今後の対応について、しっかりと検討していただくとともに、事業の施工方法については、その都度、現地の実態を踏まえ、経費・工期ともに適切な工法を検討し、実施していただくよう求めます。

以上で、本分科会の報告を終わります。